

日吉津村震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

令和2年6月10日

要綱第14号

日吉津村震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成30年日吉津村要綱第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、日吉津村補助金等交付規則（昭和42年日吉津村規則第18号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、日吉津村震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）住宅

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編ロ-16-(12)で引用するイ-16-(12)（以下「附属第Ⅱ編16-(12)」という。附属第Ⅲ編においても同じ。）-①1. 第2項第一号に定める住宅をいう。

（2）建築物

住宅以外の建築物をいう。

（3）擁壁

住宅又は建築物の敷地を保全するために設置される鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない構造の擁壁をいう。

（4）ブロック塀

補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。

(5) 対象建物等

住宅、建築物、擁壁若しくはブロック塀をいう。

(6) 耐震診断

国要綱附属第Ⅱ編ロ-16-(12)-①3. 第一号イ、ロ又は第二号イ、ロに定める耐震診断をいい、別表第1、別表第2、別表第4又は別表第6の補助要件に定める耐震診断基準により行われるものをいう。

(7) 改修設計

国要綱附属第Ⅱ編16-(12)-①3. 第一号ハ、第二号ハ又は第四号イに定める耐震化のための計画の策定(工事監理を除く)をいう。

(8) 耐震改修、建替又は除却

国要綱附属第Ⅱ編16-(12)-①3. 第四号、第五号、第六号、第七号、第八号又は第十四号に定める耐震改修、建替又は除却をいう。

(9) 耐震改修等

耐震診断、改修設計、耐震改修、建替又は除却をいう。

(10) 設計図書

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第12号に定める書類をいう。

(11) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」

一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改定版 木造住宅の耐震診断と補強方法」をいう。

(12) 指針

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年国土交通省告示第184号(別添))をいう。

(13) 緊急輸送道路沿道等建築物

国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第六号で交付対象となる住宅及び建築物をいう。

(14) 避難路沿道等建築物

国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第七号で交付対象となる住宅及び建築物をいう。

(15) 避難所等

国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第八号で交付対象となる建築物をいう。

(16) 非構造部材

屋根ふき材、内装材、外装材、張壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けるもの及び建築設備をいう。

(17) 避難路沿道ブロック塀

村が地域防災計画又は耐震改修促進計画に記載する避難路沿いにある既存不適格ブロック塀をいう。

(18) アクションプログラム

国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①2. 第2項で定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラムをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物、擁壁（住宅又は建築物に付属するものに限る。以下同じ。）及びブロック塀の耐震診断及び耐震改修並びに住宅・建築物の建替及び除却（耐震改修に代えて行うものに限る。以下同じ。）を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 村は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、補助事業に係る補助の対象が同一である村の他の助成制度を利用しているものには、本補助金は交付しないものとする。

(1) 木造住宅耐震化促進事業

既存木造住宅を対象に村が行う耐震診断事業又は既存木造住宅の耐震診断、改修設計若しくは耐震改修に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して村が補助する事業をいい、補助対象経費、補助要件、

補助率及び補助限度額(以下、「補助内容」という。)は別表第1に定めるとおりとする。

(2) 非木造住宅耐震化促進事業

既存非木造住宅を対象に村が行う耐震診断事業又は既存非木造住宅の耐震診断、改修設計若しくは耐震改修に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して村が補助する事業をいい、補助内容は別表第2に定めるとおりとする。

(3) その他の住宅耐震化促進事業

既存住宅の建替若しくは除却に要する費用の一部を、当該住宅の所有者等に対して村が補助する事業をいい、補助内容は別表第3に定めるとおりとする。

(4) 建築物耐震化促進事業

既存建築物(緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物、避難所等を含む)の耐震改修等に要する費用の一部を当該建築物の所有者等に対して村が補助する事業をいい、補助内容は別表第4に定めるとおりとする。

(5) ブロック塀耐震対策事業

既存ブロック塀の除却又は改修(除却した範囲に行う軽量なフェンス・生垣等での復旧)に要する費用の一部を当該ブロック塀の所有者等に対して村が補助する事業をいい、補助内容は別表第6に定めるとおりとする。

(6) 木造住宅耐震化総合支援事業

アクションプログラムを策定し、当該プログラムに基づく取組の進捗状況を把握、検証、公表する村内に存する木造住宅の改修設計及び耐震改修を総合的に行う費用の一部を当該住宅の所有者等に対して村が補助する事業をいい、補助内容は別表第9に定めるとおりとする。

(7) 非木造住宅耐震化総合支援事業

アクションプログラムを策定し、当該プログラムに基づく取組の進捗状況を把握、検証、公表をする村内に存する非木造住宅の改修設計及び耐震改修を総合的に行う費用の一部を当該住宅の所有者等に対し

て村が補助する事業をいい、補助内容は別表第10に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費の額について、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該仕入控除税額は控除するものとする。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、当該申請に係る補助事業（以下「対象事業」という。）について、国要綱に基づく国の補助金の交付決定の通知を村が受理した日、又は当該交付決定が確実に見込まれると村が確認した日以降に行うものとする。

- 2 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、村長が定める日までに、日吉津村耐震に強いまちづくり促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - （1）日吉津村震災に強いまちづくり促進事業事業計画書（様式第2号）（ブロック塀耐震対策事業を除く。）
 - （2）日吉津村震災に強いまちづくり促進事業収支予算書（様式第3号）
 - （3）補助事業の実施に要する経費の見積書の写し
 - （4）別表第7又は別表第8に定める点検表により点検した結果を記載した書類（補助事業がブロック塀の除却又はブロック塀を除却した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等への改修である場合に限る。）
 - （5）前4号に掲げるもののほか、村長が必要と認めて指示する書類
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 村長は、前条第2項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により交付決定をしたときは、申請人に対し日吉津村震災に強いまちづくり促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)

(以下「交付決定通知書」という。)により、交付を行わないことと決定をしたときは日吉津村震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請却下通知書(様式第5号)により当該事業主体に通知するものとする。

3 村長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(補助事業の着手)

第7条 前条第2項の補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該通知書を受け取った後、速やかに補助事業に着手するものとする。

2 補助対象者は、補助事業に着手したときは、直ちに、日吉津村震災に強いまちづくり促進事業着手届出書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、補助事業に係る契約書の写しを添付しなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 村長が別に定める変更は、軽微な変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(変更等の承認)

第9条 補助対象者は、当該補助事業について変更等をしようとするときは、あらかじめ変更申請書を村長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による村長の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了した日、補助金の交付の中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過する日又は、交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、日吉津村震災に強いまちづくり促進事業実績報告書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 日吉津村震災に強いまちづくり促進事業収支決算書(様式第3号)

(2) 補助対象経費の請求書又は領収書の写し

(3) 補助事業が耐震診断である場合にあっては、当該耐震診断の結果を記載した書類

(4) 改修設計に基づき耐震改修又は建替を実施した後における当該対象建築物等の耐震診断の結果を記載した書類(補助事業が改修設計である場合に限る)

(5) ブロック塀の除却又は改修に係る資料、写真等(補助事業がブロック塀の除却又はブロック塀を除却した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等への改修である場合に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めて指示する書類

3 補助対象者は、第6条第3項の規定による交付決定を受けた場合にあっては、第1項の規定による報告に際し、補助対象経費の額から当該報告の時点で明らかになっている補助事業に係る仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)に相当する額を控除して得た額(当該交付決定に係る補助金の額を限度とする。)を精算額として報告しなければならない。

4 補助対象者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控

除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額) を超えるときは、日吉津村震災に強いまちづくり促進事業消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに村長に報告し、村長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を村に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第11条 補助金は、第10条第1項の規定による報告があった後に支払うものとする。

(指導等)

第12条 村長は、補助対象者に対して、当該補助対象者の所有に係る住宅、建築物及びブロック塀の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

1 この改正は、公布の日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

1 この改正は、公布の日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、公布の日から施行し、令和2年6月1日から施行する。